

入札説明書等に対する質問回答表

業務名：令和7年度林道橋外点検業務

番号	質 問	回 答
1	<p>特記仕様書の定期点検の区分について</p> <p>林道橋は「マニュアル」の第2節及び「簡易型マニュアル」の2より、床版橋、桁橋は簡易版マニュアルで点検を実施し、床版橋、桁橋以外はマニュアルに基づいて点検を実施することを基本とするが、林道の重要度や施設の規模などを踏まえ、詳細な点検・記録を行う場合は、マニュアルに基づき点検を行う。</p> <p>また、床版橋、桁橋以外の橋梁は、橋長が15m以上の橋梁及び15m未満でも跨線橋、跨道橋など保全対象に影響がある橋梁や一般道の迂回路になるなど容易に架け替えが出来ない橋梁は予防保全型点検を、それ以外は一般管理型点検を実施することとされており、施設ごとの点検方法は別紙「点検橋梁一覧表」のとおり。と記載されているが、上記点検橋梁一覧表のマニュアルの項に印を記入した様に、予防保全型橋及び一般管理型橋マニュアルに基づいて点検・調書作成を実施するのか？。</p> <p>又、簡易版マニュアルは、全橋作成するのか？ご回答願います。</p>	<p>点検橋梁一覧表のとおり全橋を簡易版マニュアルで作成ください。</p>
2	<p>点検方法について</p> <p>桁下高の高い橋梁について林道の状況にもよりますが、橋梁点検車での作業は協議により可能なのか？ご回答願います。</p>	<p>現地確認後、設計条件（桁下高）と相違がある場合は監督職員と協議ください。</p>
3	<p>トンネル定期点検について</p> <p>本業務に係るトンネル定期点検について、国土交通省 道路局の「道路トンネル定期点検業務積算資料（暫定版）」平成31年2月を適用されていますか。ご回答願います。</p>	<p>記載の積算資料を適用しています。</p>
4	<p>旅費交通費について</p> <p>本業務に係る旅費交通費について、直接人件費×1.49%として計上されていますでしょうか。または、何か特殊な算出方法でしょうか。ご回答願います。</p>	<p>本業務に係る旅費交通費については、直接人件費の率計上ではなく、ダウンロードシステムの現場説明書P4～35に記載している旅費交通費積算資料の金額を積上計上しています。</p>